

建設リサイクル法に係る提出物

1. 落札者は、契約前までに監督員に説明のうえ提出して下さい。
 - ・ 法第13条及び省令第4条に基づく書面 『別紙1－(1)・別紙1－(2)』
 - ・ 入札参加業者の方へ 『別紙2－(1)・別紙2－(2)・別紙2－(3)』

2. 契約締結の際、契約書に添付してください。
 - ・ 法第13条及び省令第4条に基づく書面 『別紙1－(1)・別紙1－(2)』

3. 契約締結後、速やかに提出して下さい。
 - ・ 説明書 『別紙4』
 - ・ 分別解体等の計画等 『別表1・別表2・別表3』
 - ・ 再生資源利用計画書 『様式1・2』

※ 変更契約がある場合は変更時も同様に作成し提出して下さい。

4. 工事完了後、竣工図書と一緒に提出してください。
 - ・ 再生資源化等報告書 『別紙6』
 - ・ 再生資源利用実施書 『様式1・2』